

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県久留米市善導寺町島1043番地2

名 称 有限会社荒巻商店

氏 名 代表取締役 荒巻 政広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長 原 口 新 五



許可番号	第 1002 号
許可の期間	令和 8年 4月 1日 ~ 令和10年 3月31日
事業の範囲	裏面のとおり
許可の区域	久留米市（田主丸町を除く。）、田主丸町の区域
区域を所管する事務所の所在地	裏面のとおり
許可の条件	1 運搬にあたっては法令を遵守し、車両及び車庫等は常に清潔を保持し、悪臭・汚水等により周辺環境に悪影響を及ぼさないようにすること。 2 許可区域内で収集した一般廃棄物は、裏面に記載する搬入施設に搬入すること。 3 許可区域外で収集した廃棄物は、裏面に記載する搬入施設に搬入しないこと。
許可の更新又は変更の状況	令和 8年 4月 1日 更新許可

(裏面に続く)

許可の区域	久留米市（田主丸町を除く。）の区域		
事業の範囲	事業の範囲	一般廃棄物の種類	
	事業系一般廃棄物	燃やせるごみ、空カン、空ビン、ペットボトル	
	家庭系一般廃棄物	遺品整理・片付け等に伴う一時多量ごみ	
積替え保管を含まない。			
区域を所管する事務所の所在地	久留米市善導寺町島783番地1		
許可の条件	一般廃棄物の種類		
	事業系	燃やせるごみ	上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター
		空カン、空ビン、ペットボトル	宮ノ陣クリーンセンター
	家庭系	燃やせるごみ（生ごみを除く。）	上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター
燃やせないごみ、資源物（古紙・布類を除く。）		宮ノ陣クリーンセンター	

許可の区域	田主丸町の区域		
事業の範囲	事業の範囲	一般廃棄物の種類	
	事業系一般廃棄物	燃やせるごみ	
	家庭系一般廃棄物	遺品整理・片付け等に伴う一時多量ごみ	
積替え保管を含まない。			
区域を所管する事務所の所在地	久留米市田主丸町以真恵791番地3		
許可の条件	一般廃棄物の種類		
	事業系	燃やせるごみ	うきは久留米環境施設組合（耳納クリーンステーション）
	家庭系	燃やせるごみ（生ごみを除く。）、燃やせないごみ、資源物	
※当該搬入施設で処理が困難で、上津及び宮ノ陣クリーンセンターで受入れ可能なものについては、上津及び宮ノ陣クリーンセンターに搬入できる。			